

山北町

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画策定の背景と目的

国によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は平成29年3月時点で3,484万人、高齢化率は過去最高の27.5%となっており、国民の4人に1人が高齢者という世界でも類を見ない超高齢化社会を迎えています。

今後、少子高齢者化の進行に伴い、介護保険費用の負担増、高齢者夫婦のみ世帯や一人暮らしの高齢者が増加することが見込まれており、老老介護や孤独死などの増加が懸念されています。

「山北町第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、第6期計画（平成27～29年度）を検証し、国の制度改正などを踏まえながら、山北町の介護保険事業に係る基本的事項を定め適切な介護サービスを提供するとともに高齢者が可能な限り健康で自立した生活を送ることができるよう、平成30年度から平成32年度までの3か年に取り組む施策や整備目標を策定します。

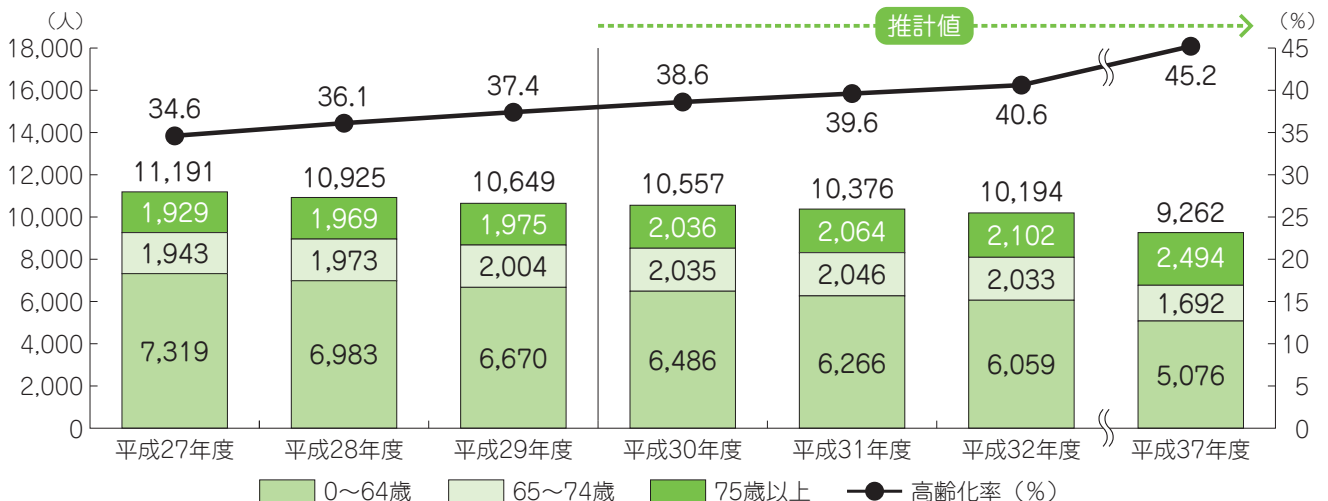
計画の期間

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
第6期計画（27～29年度）								
		計画見直し	第7期計画（本計画）			第8期計画（33～35年度）		

山北町の高齢者の現状

平成29年度の総人口は10,649人となっており、平成32年度には10,194人（平成29年度比455人減）、平成37年度には9,262人（平成29年度比1,387人減）になると推計されます。

65歳以上の高齢者人口については、平成29年度の3,979人が、平成32年度には4,135人（平成29年度比156人増）、平成37年度には4,186人（平成29年度比207人増）になると推計されており、65～74歳の前期高齢者は平成31年度をピークに減少していく見込みですが、75歳以上の後期高齢者は増加していくと推計されます。高齢化率は、平成29年度が37.4%、平成32年度には40.6%と上昇するものと推計されます。



第7期介護保険事業計画のポイント

～地域共生社会を目指した地域包括ケアシステムの深化～

地域包括ケアシステムの深化・推進

● 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

包括的支援体制作りを推進するため、地域包括支援センターにおける総合相談・支援事業や権利擁護事業、地域ケア会議のさらなる充実により、高齢者の支援環境とそれを取り巻く社会基盤の整備を図ります。

● 「新オレンジプラン」に基づく認知症施策の充実

平成27年1月に策定された「新オレンジプラン」に基づき、認知症ケアパスの作成や認知症カフェの設置促進など、認知症の人を含めた高齢者支援のための地域コミュニティづくりの推進を図ります。

● 「介護医療院」の創設、医療・介護の連携の促進

長期にわたり療養が必要な方を対象として、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として、平成29年度末で廃止される介護療養型医療施設の代わりに、新たな介護保険施設「介護医療院」が新設されました。

なお、介護療養型医療施設の転換期限は平成35年度まで延長されます。

● 「共生型サービス」の創設

高齢者と障がい者が同一事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられました。

介護保険制度の持続可能性の確保

● 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料の負担割合の見直し

2018年度から65歳以上の第1号被保険者の方の負担割合が22%から23%に、40～64歳の方（第2号被保険者）の負担割合が28%から27%に変更されました。

● 現役世代並み所得のある層の自己負担の見直し

65歳以上で介護保険サービスの自己負担割合が2割である方の中で、特に所得の高い方（合計所得金額が220万円以上）の負担が2割から3割に引き上げられました。

● 介護納付金への総報酬割の導入

40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料である介護納付金は、2017年8月から段階的に医療保険者ごとの総報酬に連動した『総報酬割』（報酬額に比例した負担）により決まるようになりました。

※2020年度から全面的に総報酬割になる予定です。

計画の基本理念

山北町では、地域包括ケアシステムの要素となる「住み慣れた地域で自分らしい暮らし」を実現するため、高齢者が山北町で安心して生活することができるよう、計画の基本理念を

『**安心のライフスタイル —地域で暮らし続けたい—**』

として推進します。

基本目標と取り組み

1 介護保険サービスの充実

個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。また、町民から信頼される制度であるため、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。



2 新しい総合事業による介護予防の推進

要介護・要支援認定者の多様な生活支援のニーズに対して、適切なサービスの提供を地域全体で推進していきます。また、認定を受けていない高齢者に対しては、要介護状態になることを予防するために、運動器の機能向上や認知症予防などの介護予防事業の充実を推進します。

3 健康で生きがいのある生活の支援

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりと介護予防の推進を図ります。また、様々な地域活動への参加を通じ高齢者が生きがいを持って地域社会の一員として活躍できるよう、積極的な社会活動への参加の促進やボランティア活動への支援に努めます。

4 包括的支援体制づくりの推進

高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や、自立支援・介護予防・重度化防止など、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

施策の体系

1 介護保険サービスの充実

- ① 居宅介護サービス
- ② 介護予防サービス
- ③ 施設サービス
- ④ 地域密着型（介護予防）サービス

2 新しい総合事業による介護予防の推進

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業

3 健康で生きがいのある生活の支援

- ① 生涯学習
- ② 地域とのつながり
- ③ 健康づくり
- ④ 就労場所の確保

4 包括的支援体制づくりの推進

- ① 地域包括支援センターの機能強化
- ② 住みやすいまちづくり

介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	計
標準給付費見込額	1,160,221	1,198,547	1,238,823	3,597,591
審査支払手数料	697	840	864	2,401
地域支援事業費	58,809	60,573	62,390	181,772
計	1,219,727	1,259,960	1,302,077	3,781,764

※3年間の総額約37億8千万円の23%（約8億7千万円）を第1号被保険者で賄うよう保険料基準額（第5段階の額）を設定します。

平成30～32年度までの第1号被保険者の介護保険料

保険料額の算定に基づき、第7期計画期間（平成30～32年度）の所得段階別の保険料額は下記のとおりとなります。

旧保険料段階	旧保険料（月額）	新保険料段階	新保険料（月額）	基準額割合	対象者
第1段階	2,475円 (2,228円)	第1段階	2,765円 (2,489円)	0.50 (0.45)	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第2段階	3,713円	第2段階	4,148円	0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上120万円以下の人
第3段階	3,713円	第3段階	4,148円	0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以上の人
第4段階	4,455円	第4段階	4,977円	0.90	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人
第5段階 (基準額)	4,950円	第5段階 (基準額)	5,530円	1.00	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる人で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以上の人
第6段階	5,940円	第6段階	6,913円	1.25	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	6,435円	第7段階	7,466円	1.35	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	7,425円	第8段階	8,572円	1.55	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	8,415円	第9段階	9,954円	1.80	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	8,910円	第10段階	11,060円	2.00	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人
第11段階	9,900円	第11段階	12,166円	2.20	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人
第12段階	10,890円	第12段階	13,272円	2.40	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人

※第1段階の下段（ ）は、軽減措置により公費投入後の割合です。（軽減分0.05の引き下げ）

※第7・8・9段階は、合計所得金額の見直しが図られています。

お問い合わせ先 山北町役場 保険健康課

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話 (0465)75-3642 FAX (0465)79-2171

ホームページ <http://www.town.yamakita.kanagawa.jp/>

